

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月27日

京都市長 門川 大作

京都市規則第186号

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を次のように改正する。

第1号様式中「あて先」を「宛先」に、「(注)」を「注」に改める。

第2号様式注以外の部分及び第3号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第4号様式中「ごろ」を「頃」に、「あて先」を「宛先」に改める。

第8号様式及び第9号様式中「あて先」を「宛先」に、「(注)」を「注」に改める。

第10号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第13号様式1中

住所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
							納

を

住所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
							様

に、「あて先」を「宛先」に、

様

上記の金額を納付します。

を

	受入日付印
--	-------

に改め、同様式2及び3中

「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)